

定 款

一般社団法人福島県自動車整備振興会

一般社団法人福島県自動車整備振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保と健全な発達に資するとともに、自動車使用者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又、適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくは斡旋すること。
- (3) 必要な講演会、講習会等を開くこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び、自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又、これらの者を指導すること。
- (6) 広報を行うこと。
- (7) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること。
- (8) 自動車使用者の保守管理意識の醸成及び定期点検整備の促進に関すること。

- (9) 自動車整備についての普及、啓蒙に関すること。
 - (10) 自動車整備業の立場から交通安全及び環境保全並びに犯罪防止に関すること。
 - (11) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営に関すること。
 - (12) 自動車整備用機器類の校正に関すること。
 - (13) 会員の福利厚生に関すること。
 - (14) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、福島県内において行うものとする。

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 会 員

(会 員)

第6条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 福島県内において自動車分解整備業を営む個人又は団体
- (2) その他本会の目的に賛同する個人又は団体

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、あらかじめ別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本会は、特に必要と認めるときは、総会の決議により会員から臨時会費を徴収することができる。

3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(退 会)

第9条 会員は、あらかじめ別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の停止)

第12条 会員が第8条の支払義務を1年以上履行しなかったときは、その資格を停止することができる。

- 2 前項の規定による資格停止会員が会費を納入した場合は、直ちに資格停止を解くものとする。

第5章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前号の規定にかかわらず、総会においては第16条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、開催日の2週間前までに到達するように、総会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面を各会員に発してするものとする。

3 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本会に通知した時はその場所)に充てて行う。

4 第2項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

5 本会は、希望する会員に対しては、第2項の規定による書面をもってする総会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

6 前項の通知については、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第3項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

7 電磁的方法について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

8 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した会員のうちから選出する。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 会員は、第16条第2項又は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

- 2 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議 事 録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数
- (4) 会員数及び出席者数並びに出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の決議の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

2 前項の議事録には、議長及びその議場において選出された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 31名以上36名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91

条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、本会の業務を分担執行する。

4 任期満了又は辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事

としての権利義務を有する。

(員外理事)

第27条 理事のうち、会員又は会員たる団体の役員でない者は、2名を超えることができない。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(役員責任免除)

第30条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 顧問

(顧問)

第31条 本会に任意の機関として、1名以上2名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、本会に功労のあった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 事務局

(設置等)

第32条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置くものとし、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 理事会及び委員会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回実施する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第37条 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（議 長）

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（議 事 録）

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の決議の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (9) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
 - (10) 本会と取引をした理事の報告の内容
 - (11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 会長以外の理事による会長に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(諮問機関としての委員会)

第42条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関としての委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 財産及び会計

(財産の構成及び管理)

第43条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

2 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとし、第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

（長期借入金）

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 5 2 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 5 3 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 3 章 雑 則

(細 則)

第 5 4 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この定款は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

沿 革

平成 2 6 年 6 月 1 7 日 一部改正